

令和元年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和元年9月27日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時32分

◎出席議員（12名）

1番	小堀道和	2番	高田悦男
3番	石川和美	4番	益子明美
5番	大金市美	6番	鈴木繁
7番	久保居光一郎	8番	小川正典
9番	中山五男	10番	平塚英教
11番	沼田邦彦	12番	阿久津武之

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
代表監査委員	瀧田晴夫
病院長	宮澤保春
事務局長兼施設整備室長	塩野目修一
消防長兼総務課長	車和則
総務課長	岡誠
会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤昌美
統括管理監	関口忠司
病院事務長兼医事課長	南木信男
病院事務次長兼総務課長	澤村雅彦
保健衛生センター所長	石嶋賢一
消防本部予防課長	八木弘志
消防本部警防課長	川俣寿行

◎職務のため出席した者の職氏名

議事係長	石田直人
書記	堀江辰徳
書記	齋藤晋太郎

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (報告第1号) 平成30年度資金不足比率の報告について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第2号) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第8 (認定第1号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について (組合長提出)
- 日程第9 (認定第2号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について (組合長提出)
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（阿久津武之） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和元年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、平成30年度一般会計及び病院事業会計決算についての監査報告のため、瀧田晴夫代表監査委員に出席を求め、後ほど意見をいただくことになっておりますので、報告いたします。

ここで、議会開会に当たりまして、組合長の挨拶を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。本議会に皆さんお集まりいただきありがとうございます。今回は認定2つ、議案が4つ、報告が1つあります。認定の方には、皆さんからのたくさんの意見を聞いて、代表からもいただきました監査の報告と併せ、この地域がよくなるように進めていく一番の、今日はお言葉をいただく日だと思っておりますので、肝に銘じて私ども、慎重に務めていきたいと思っております。皆さんの貴重な意見を、今日は拝聴させていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（阿久津武之） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりでございます。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿久津武之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

9番 中山五男議員

10番 平塚英教議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（阿久津武之） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（報告第1号）平成30年度資金不足比率の報告について

○議長（阿久津武之） 日程第3（報告第1号）平成30年度資金不足比率の報告についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、報告第1号 平成30年度資金不足比率の報告について、説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、地方公営企業法を適用する病院事業会計について、平成30年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

当組合の平成30年度病院事業決算においては、平成29年度同様、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、資金不足比率の報告を申し上げます。

○議長（阿久津武之） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありません。

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成30年度資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第4（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◎日程第5（議案第2号）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿久津武之） 日程第4（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第5（議案第2号）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま一括にて上程となりました、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、並びに議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤務職員は、年々増加しており、また教育・子育て等、さまざまな分野で活用されていることから、現状において、地方行政の重要な担い手となっております。このような中、臨時・非常勤務職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、平成29年5月に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の可決により、会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月に導入されることとなりました。

したがって、議案第1号は、制度創設に伴い、会計年度任用職員の給与、諸手当等について新たな条例を制定するものであり、議案第2号につきましては、議案第1号にて条例を制定にするに伴い、関連する既存の条例を一括して一部改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

先ほど組合長からの提案理由にもありましたが、今回上程いたしました2本の議案は、新たに創設された会計年度任用職員、以後「会計年度職員」と申し上げますが、その職員の給料、諸手当等について制定するとともに、議案第2号にて新制度に関連する6本の既存の条例を一括して一部改正するものであります。

それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

主なポイントとしましては、常勤職員と同じく1日7時間45分勤務する会計年度職員を、フルタイム会計年度任用職員、以後「フルタイム職員」と申し上げますが、そちらの職員に位置づけ、給料、諸手当を支給対象とし、一方、勤務時間が7時間45分に満たない会計年度職員をパートタイム会計年度任用職員、以後「パートタイム職員」と申し上げますが、そちらの職員に位置づけ、給料、期末手当等を支給対象とするものです。

それでは、条文につきまして説明申し上げます。

まず第1条にて、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的と規定し、次に第2条において、フルタイム職員及びパートタイム職員にそれぞれ支給する給料、諸手当及び支給方法について規定しております。

次に第3条から18条において、フルタイム職員に係る給料等について規定しています。

まず、第3条をご覧ください。こちらにおいて、給料は常勤職員に適用されます職員の給与に関する条例、以後「給与条例」と申し上げますが、その条例を準用する旨。第4条においては、職種ごとの職務の級について規定しております。

恐れ入りますが、8ページの別表をご覧ください。こちらが具体的な職種ごとの級の基準となっております。左より、職種、職務の級、その各級の基準となる職務を記載しております。職種、1項の一般行政事務については、2項以降の職務に分類されないものが含まれ、2項及び4項から6項につきましては資格職となっております。

1ページにお戻りいただき、第5条をご覧ください。こちらは給料の号給の決定についてですが、現在作成中であります組合規則に委任することで規定しております。なお、規則で給料額を定めますが、給料額につきましては地方公務員法第24条による職務給の原則、均衡の原則に基づき、地域の民間企業の給与水準を踏まえ、人事院勧告にて改正される給与条例の給料表を、それぞれの職種ごとに準用することで進めており、号給の決定にあたりまし

ては、職種ごとの職務の困難さ、責任度、知識、技術、経験年数等に基づき決定することといたします。

次に第6条において、給与条例を準用し、給料の計算期間、支給日等について規定しております。

次に第7条から13条にかけまして、諸手当の支給について、給与条例の準用読み替えによる旨、第14条において、それぞれの端数処理について、常勤職員と同様の定めを規定しています。

次に第15条第1項において、任期の定めが六月以上の会計年度職員に対し、また第2項及び第3項において、合算により六月以上の任期がある会計年度職員に対し、期末手当の支給対象とし、給与条例の準用により支給することを規定しています。

次に第16条において、特殊勤務手当について、職員の特殊勤務手当に関する条例の準用により支給することを規定しています。

次に第17条において、勤務1時間当たりの給料額の求め方を定め、第18条において休日及び休暇、有給休暇等、認められている休暇以外で減給を伴う減額について規定しております。

続きまして第19条から、7ページの31条にかけまして、パートタイム職員に係る給料、諸手当等について規定しているところではありますが、パートタイム職員については、地方自治法により給料等を報酬や費用弁償にて支給することと規定されているところでもあります。

なお、基本的に、各規定についてはフルタイム職員と取り扱いが同様ですので、説明は簡略にさせていただきます、異なるところを主にご説明申し上げます。

まず、第19条をご覧ください。こちらでパートタイム職員の給料に当たる報酬を定めております。パートタイム職員はフルタイム職員と比較し、職務の内容及び責任に違いがなく、勤務時間が短いという相違しか存在しないので、支給額を算定するに当たり、均衡待遇を考慮し、フルタイム職員の給料額を一月21日、一日7時間45分で割り戻しし、それぞれの額を求めることとしております。

続きまして第20条から23条において、諸手当を報酬として支給する旨、25条において期末手当の支給について規定しています。

続きまして、7ページの第30条において通勤に係る費用を、31条にて出張に係る費用を、それぞれ費用弁償により支給することを規定しております。

次に第32条にて、給与からの控除を給与条例の準用により規定し、第33条にて条例施行に関し必要な運用等の事項を組合規則に委任しております。

なお、規則にて、給料表の上限号給、期末手当の支給割合等を定めることとなりますが、

構成市町の規則を参考に、均衡の図れた内容になるよう、作業を進めていくところでございます。

続きまして附則になりますが、施行期日は制度の開始する令和2年4月1日と規定しております。

以上、議案第1号について、説明を申し上げます。

続きまして、議案第2号について、説明申し上げます。

議案第2号につきましては、冒頭申し上げましたが、新制度が制定されることに伴い、関連する6本の既存の条例を一括して一部改正するものであります。

まず、第1条になりますが、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。こちらは、地方公務員法に基づき、職員数、給与、分限処分等、人事行政の運営等の状況を、掲示板、ホームページにて公表を行うもので、フルタイム職員においても、給料、旅費及び一定の手当の支給対象となることから、人件費の管理の観点より、常勤職員同様、公表の対象と位置付けるものであります。一方、常勤職員より勤務時間が短いパートタイム職員につきましては、公表の対象外と規定するものでございます。

次に2ページ、第2条ですが、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正でございます。こちらは、会計年度職員にも、地方公務員法に基づき、常勤職員と同様に仕事を行う上で、能率が十分に発揮できない場合は、分限処分が適用されますので、その休職の期間についての取り扱いを規定するものであります。

次に3ページ、第3条ですが、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正でございます。こちらは、新たに医師に支給している地域手当を加え、また先ほど説明しました分限処分と同様に会計年度職員が非違行為を起こした場合には、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分が適用となりますが、このうち減給におけるパートタイム職員の取り扱いについて、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬を除いた正規の勤務時間に対する報酬額部分であることを明確にするため、規定を整備するものでございます。

次に4ページ、第4条ですが、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正となり、同条例第14条にて特別休暇を別表第1にて定めています。

この改正は、会計年度職員の制度創設に伴い、男女雇用機会均等法の規定に基づく母子健康管理の措置として、妊娠中の職員が保健指導や健康診査を受け、医師等から休業や休職、補食の指導を受けた場合には、請求に応じて適宜、休業や休職、補食をすることができるようにするための特別休暇を追加するものでございます。

次に15ページ、第5条ですが、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。こちらは、育児休業中の職員の勤勉手当の支給について規定しておりますが、国において会計

年度職員に対する勤勉手当の支給は、地方公共団体における期末手当の定着状況を踏まえた上での検討課題と示されており、現時点では支給対象ではありませんので、支給対象から除外するとともに、育児休業後の職場復帰時に、号給の調整対象から除外することを規定するものでございます。

次に16ページ、第6条ですが、職員の給与に関する条例の改正でございます。同条例は、第27条にて、現行臨時職員の給与を規定しておりましたが、新制度制定に伴い、会計年度職員の給与及び費用弁償について、別の条例、すなわち先ほど説明申し上げました議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定める旨、規定しております。

最後に附則ですが、施行期日につきましては、議案第1号同様、令和2年4月1日と規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 会計年度任用職員についての規定を新たに設けるということでございまして、また、任用職員の臨時的任用の適正人員の確保ということでございまして、任用は原則パートを採用ということで、南那須広域におきましてはパートタイムというのは年何人ぐらい採用するような基準になりますか。それとフルタイムについては何名というような規定があるでしょうか。その基準がもしあればお願いしたいと思うのですが、30年度の主要施策の成果の5ページと7ページですが、人事関係というものがあまして、全体では組合職員が283人、そのうち3人が再任用職員となっております。

それで、7ページを見ますと、一般行政職26人で、1人が再任用となっているのですが、5ページの職員の合計が24人なのですが、なぜ26人なのか。これはちょっと合わないなというのと、消防関係も、5ページでは100人となっておりますが、7ページでは98人となっております。これは、再任用職員1人を引いても99人なので、数が合わないです。この5ページと8ページ、この関係について説明をいただければと思います。

以上、2点でございます。30年度の主要施策の5ページと8ページです。職員数の違いがあるのですが。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠）　まず1点目ですが、パートタイム、フルタイムの職員が何人になるかということですが、臨時職員が現時点で54名就業しております。必要人数の精査は現在進めているところでございます、看護職等の資格職が多いこともありまして、現時点では対象を減らすことは困難と考えているところでございます。今後、人事配置を検討した上で、最終的な必要人員を確保することで、ご理解をいただきたいと思っております。

パートタイム、フルタイムですが、現在、一部看護助手の方が、夜勤をお願いしたいところもあるものですから、そちらの方については若干名ですがフルタイムをお願いしたいと考えているところでございます。

2点目でございます。主要施策の成果の人数の違いの話ですが、まず5ページの方の計の欄の括弧についての3名ということによろしいでしょうか。あと8ページの隣の1名というところのお話によろしいでしょうか。

○10番（平塚英教）　いや、そうじゃなくて、まず一般行政職と消防職とありますよね。8ページの方で。それが、例えば消防職の方は98人なのだけれど、5ページでは100人になっているんです。それと、その上の一般行政職が26人になっていますが、病院と消防を引いたものが24人なんです。総務課から施設整備室まで足すと24人なんです。ところが8ページでは26人になっていますので、数字がちょっと合わないもので、理解できないのですが。

○総務課長（岡誠）　その件に関しましては、ちょっと複雑で申しわけないのですが、消防の方に事務吏員が1人おります。その消防の事務吏員が、8ページの方では26の方にカウントされております。同じく、消防の再雇用の者も事務の方を担当しておりますので、5ページで（1）になっているものが、一般職の方の……。

○10番（平塚英教）　それで合計では合いますね、確かに。そういうことね。わかりました。

それで、最初の質問で、その54名というのは、全てパートと考えてよろしいのですか。フルタイムの人はいないのですか。

○議長（阿久津武之）　総務課長。

○総務課長（岡誠） 先ほど、最後にお答えしたのですが、一部看護助手の方は夜勤をお願いしたいところがあるものですから、若干名、フルタイムの方に移行していただきたいと考えているところでございます。

○10番（平塚英教） はい、わかりました。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

1番、小堀道和議員。

○1番（小堀道和） ちょっと教えてほしいのですが、今回のこの改正に関しては、市の方でも当然協議をして、基本的に医療系に関する事なので、これは了解としたのですが、いろいろな論議をした中で、質問事項が出るのですが、まず今回、フルタイム、パートタイムのこちらの方ですが、これが制定されると、臨時職員とか非常勤職員という言葉が死語になるかというのを確認したのですが、市の方では何人か残るのだそうです。それが広域の場合にもそういう人がいるのか、いるとすれば待遇というのは決まらないのかな、というふうに思うものです。何人いるのか、大体いるのかということですね。

それと、今の平塚議員の関連なのですが、何人対象者がいるかというのは、今言った中で論議がありましたが、この資料でどこにも見当たらないので、どこを見ればいいのかということ、わかたら年ごとに教えてほしいということと、あと広域としては、いろいろな計算事で難しいかもわからないのですが、これが制定された場合に、負担金というのは増えるのか、増えたとしたらどのくらい増えるのかということをご回答ください。

以上です。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今ご質問いただきました、臨時・非常勤の職が残るか、ということにお答えします。まず、臨時職員に関しましては、法的には残ります。ただ、内容としましては、年度途中の産休や傷病休暇等の、本当に短期での、常用職員を補う職となっておりますので、実際のところは運用されるかは何とも言えないところでございます。

あと、非常勤職員ですが、組合長を初め、副組合長、監査委員等が非常勤職員となっておりますので、そういう形でご理解いただきたいと思っております。

続きまして、臨時職員、非常勤職員の人数が載っているかということなのですが、資料の

方には載っていない状態でございます。

○1番（小堀道和） 後で教えてください。

○総務課長（岡誠） はい。あと、負担額についてですが、先ほど平塚議員からご質問がありましたとおり、現時点では54名で、そのまま増減するかどうか、微妙なところなものですから、54名で見込みを計算しましたところ、1,130万円の増額と試算しています。以上です。

○議長（阿久津武之） 小堀議員。

○1番（小堀道和） 了解しましたが、人数の話と、あとは、先ほどの臨時職員とか非常勤、これは産休とかそういうところで要るよということなので、ここの待遇は今までと同じだということですね。

○総務課長（岡誠） はい。

○1番（小堀道和） 了解です。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

9番、中山五男議員。

○9番（中山五男） 議案第1号につきましては了解をいたしました。2号の中の第3条の中で、これは職員の減給の効果とありますが、減給するのは給料及び地域手当の合計額と、それだけでもって、それ以外の、例えば扶養手当、通勤手当、住居手当とさまざまな手当が職員には支給されますが、それらは一切、この減給の対象にはならないと、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 先ほどご説明申し上げましたが、第3条につきましては、職員の非違行為による懲戒処分に伴う減給について規定しておりまして、対象となりますのは正規

の勤務時間に対する報酬額部分となります。

したがって、フルタイム職員は地域手当を除く手当が対象とならず、パートタイム職員においては、条文中にありますが、第20条の特殊勤務、第21条の時間外勤務、第22条の休日勤務、第23条の夜間勤務手当相当の報酬が対象から除外されることとなります。

以上です。

○9番（中山五男） はい、了解しました。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第1号 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正について

○議長（阿久津武之） 日程第6（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年4月から、医師の専門医の質の確保を目的に、新たな専門医制度がスタートいたしました。それに伴い、那須南病院においても、自治医科大学との連携病院として、本年4月から1年間、2名の専攻医を職員定数内で受け入れ、診療等の業務に従事していただいているところでございます。専攻医とは、医師免許取得後3年から5年の医師であり、先輩医師である指導医のもとでの業務ではありますが、戦力となっていることは事実であり、また、今後派遣元からの増員も期待しているところでございます。

しかしながら、あくまでも指導医のよとの制約がある上、1年間という有期派遣であることを考慮すると、定数として計上することにより、常勤医師の確保上の支障が懸念されるところであります。

また併せまして、那須南病院が臨床研修病院に指定され、医師免許取得後の2年以内の研修医も受け入れておりますので、新たに規定を追加し、定数外職員の取り扱いについて明確にするものでございます。

第3条第1項第1号をご覧ください。まず、休職及び休業中の職員についてですが、なにぶん女性職員が多い職場ですので、現在、産前産後休暇、育児休業において7名（病院6名、消防1名）が休暇を取得しております。業務分担に支障を来しかねませんので、対象とさせていただきます。

次に第2号にて、ほかの地方公共団体に派遣された職員を規定しており、主に消防吏員を想定しております。本年度、県消防学校に1名を派遣しており、また今後も航空隊への派遣

も予定しているところでございます。

次に第3号ですが、こちらにおいて、冒頭申し上げました専攻医、研修医について規定させていただきました。

次に、同条第2項でございますが、定数外の職員が復帰した場合の取り扱いについての規定となります。先ほど、第1項第1号について申し上げましたが、特に病院は女性職員の多い職場です。育児休業につきましても、最大3年間取得でき、条件により途中で短縮、または延長も可能であり、期限を定め、定数におさめるのは困難となりますので、期限は設けず、定数に欠員が生じるまでと規定させていただきました。しかしながら、当然ではございますが、常時定数の職員を確保することを前提とはせず、定員の適正化を図るものでございます。

最後に、附則につきまして、既に専攻医の受け入れを行っておりますので、公布の日からとさせていただきます。

以上、南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正について、説明を申し上げます。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 議案第3号でございますが、広域行政事務組合の職員の定数条例の一部改正ということでございまして、定数外の職員ということで、先ほど那須南病院の医療制度が専門医制度になったということで、派遣医師を2名受け入れているということでございますが、そうしますと定数には入れないけれども職員として認めて、給料は広域行政の方で払うというような考え方なのでしょうか。

しかも、医師資格を取ってから3年から5年ということでございますが、1年ごとに定数外職員として派遣を受け入れて、それを更新するというようなやり方なのでしょうか。その辺もう一度、今の運用状況を説明いただければと思います。

○議長（阿久津武之） 病院事務長。

○病院事務長（南木信男） ただいま平塚議員からご質問がありました、新専門医制度における専攻医ですが、定数外ということで、定数には入れずに、広域行政事務組合として、給与の方はお支払いすると。実際に戦力として働いていただくということでございます。

これは1年ごとに受け入れをしております。これは内科の専門医研修の場合ですが、全体で3年間の研修ということで、大学の方で受けまして、そのうちの2年間は基幹施設である大学の方で研修し、残りの1年間は連携施設の方で、県内に幾つかございますが、それは専攻医と大学の方で調整して決めるものでございます。これは毎年ごとの受け入れということになります。

以上でございます。

○10番（平塚英教） 了解です。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わりにします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正
について

○議長（阿久津武之） 日程第7（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことにより、地方自治法第228条にて規定されている分担金等に関する規制及び罰則に基づき、当組合消防手数料条例に定める危険物施設の設置許可等に係る手数料について、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、消防予防課長から説明させていただきますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 消防予防課長。

○消防本部予防課長（八木弘志） 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

危険物施設の設置などに係る消防審査手数料は、地方自治法第228条において、手数料等に関する事項は全国統一の手数料を条例で定めなければならないこととなっており、その額は政令で定められています。

政令の一部改正の要旨は、10月に予定されている消費税率2%の引き上げに伴い、国の試算により増額となり、消防に関する審査手数料3件が改正となったものです。

議案書の改正表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。見出しに手数料を納付すべきものの区分があり、(1)、(2)、次のページに(3)から(7)が省略となっておりますので、ご説明します。

恐れ入りますが、お手元の参考資料をご覧ください。この資料は、当組合消防手数料条例の現行条例であります。

この第2条(1)から(7)が、議案書の手数料を納付すべきものの項目区分となり、議案書の改正表の(1)は、危険物を仮に貯蔵し、または取り扱う場合の承認。(2)は、このたびの改正を含む、製造所の設置または変更の許可でございます、そのうち貯蔵所に該当する施設のうちの浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に該当する施設の設置、許可に関する総合審査手数料3件について、3件とも1万円を増額するものでございます。

なお、これらに該当する施設は、主に石油コンビナートなどに設置されている規模の大きなタンクで、この管内には該当するものはありません。

この条例の施行は、本年10月1日でございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今説明のとおりなのですが、最後のところで、この3つの改定がありますが、該当する既存施設はないということですよね。

○消防本部予防課長（八木弘志） はい。

○10番（平塚英教） 了解しました。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分程度休憩をとします。再開は11時といたします。

【休憩】（午前10時48分）

【再開】（午前11時00分）

◎日程第8（認定第1号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第9（認定第2号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について

○議長（阿久津武之） 再開いたします。日程第8（認定第1号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第9（認定第2号）平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま一括上程となりました、認定第1号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第2号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号の一般会計の歳入歳出決算の認定について、説明を申し上げます。

予算現額は、23億9,938万2,000円でありまして、これに対し歳入決算額24億466万5,937円、歳出決算額23億7,113万207円であります。

前年度と比較しますと、歳入は8,005万1,213円で3.4%の増となり、歳出は8,853万6,012円の3.9%の増となりました。歳入・歳出とも増額となりましたのは、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車と、高規格救急自動車購入での増額が主な要因となっております。

予算現額に対する収入率は100.2%、歳出の執行率は98.8%となりました。歳入歳出差し引き残額は3,353万5,730円となり、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額であります。なお、実質収支額のうち今後の健全なる財政経営を図るため、地方自治法第233条の2及び基金条例の規定により、1,700万円を財政調整基金に積み立てをしております。

歳入の中で構成比の最も高いものは分担金及び負担金で、その額は21億9,285万8,

業債の償還など、合計で3億8,264万6,265円となり、差し引き不足額1億1,533万4,265円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものであります。

以上が決算の概要であります。住民が安心して生活するために、医療の確保が必要でありますので、本地域の中核病院として、那須南病院が安定的かつ継続的に医療を提供できますよう、委員各位にご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、一般会計決算については管理課長に、病院事業決算については病院総務課長に補足説明させますので、慎重なるご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 認定第1号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。決算書の5ページをご覧ください。事項別明細書に従いまして、歳入から説明申し上げます。なお、別冊の主要施策の成果の11ページに、歳入決算の構成比、対前年度額等を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

1款分担金及び負担金の収入済額は21億9,285万8,000円となり、歳入総額の91.2%を占めております。1項1目総務費負担金は7,777万5,000円で、一般管理費に係る負担金となります。2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は6億3,729万9,000円で、病院事業及び斎場費に係る負担金となります。2節清掃費負担金は6億8,505万9,000円で、し尿処理費、ごみ処理費及び一般廃棄物処理施設整備基金に係る負担金となります。3目消防費負担金は7億9,272万5,000円で、消防総務費及び消防施設整備費に係る負担金となります。なお、構成市町の負担金明細書は、決算書34ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして2款使用料及び手数料は3,766万2,100円となりましたが、前年度に対して約80万円、2.2%の減となりました。1項1目衛生使用料は728万円で、南那須地区斎場の使用料697件分であります。2項1目衛生手数料は2,976万500円で、保健衛生センターにおけるし尿処理及びごみ処理の手数料となります。2目消防手数料は62万1,600円で、危険物施設の設置許認可の手数料となります。

3款国庫支出金、1項1目消防費国庫補助金は1,089万2,000円で、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入が補助対象となったものであります。

4款県支出金、1項1目衛生費県補助金は1,051万1,000円で、病院群輪番制病院

運営事業が補助対象となっております。

7ページをご覧ください。5款財産収入、1項1目財産貸付収入は4万5,754円で、広域行政の各施設に設置されております自動販売機の売り上げの3%が収入となります。2目利子及び配当金は47万5,933円で、財政調整基金を初め4つの基金の利子であります。2項1目物品売払収入はありませんでした。

6款寄附金もありませんでした。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は3,000万円で、消防車両等の購入に伴い、前年度より1,000万円増額となっております。2目病院事業整備基金繰入金は1,300万円で、院内ネットワーク整備等の設備整備に伴い繰入れたものであります。

8款繰越金、1項1目繰越金は2,202万529円で、前年度繰越金が1,878万529円で、繰越明許費が324万円であります。

9款諸収入は2,410万621円となりました。

9ページをご覧ください。1項1目過年度収入はありませんでした。2目弁償金は138万9,995円で、東京電力株式会社から原子力発電所事故賠償金で、平成29年度中に支出しました放射能測定費用及び焼却灰の処分委託の追加的費用が対象となりました。3目雑入は2,271万626円で、主なものは保健衛生センターにおける資源物の売払収入1,371万7,955円や、栃木県消防学校への派遣職員給与等負担金732万5,349円などとなっております。

10款組合債、1項1目消防債は6,310万円で、高規格救急自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴い起債したものであります。

以上が歳入の説明となります。

続いて歳出の説明をいたします。11ページをご覧ください。なお、別冊の主要施策の成果の12ページに、歳出決算の構成比、対前年度額等を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

1款議会費、議会費の支出済額は87万4,250円であります。1項1目組合議会費の主なものは、組合議員の報酬のほか、会議のテープ反訳料などであります。

2款総務費、総務費の支出済額は1億462万1,972円であります。1項1目一般管理費は8,710万7,944円で、行政センター職員9名分の人件費のほか、各種委託料やサーバーリース料など、広域行政事務局の経費であります。

13ページをご覧ください。2目財政管理費は1,741万4,028円で、予算書、決算書の印刷費や、公会計システムに要した費用のほか、財政調整基金積立金などあります。2項1目監査委員費は10万円で、監査委員2名分の報酬であります。

3款衛生費、衛生費の支出済額は12億2,638万7,690円となり、歳出総額の51.7%を占めています。

15ページをご覧ください。1項1目保健衛生総務費は5億7,978万4,000円で、在宅当番医制事業の委託料、病院群輪番制病院運営事業の負担金、小児救急医療拠点病院運営の負担金、病院、事業会計の負担金、補助金ほか、病院事業整備基金積立金などがあります。2目斎場費は4,162万880円で、燃料費や電気料、火葬業務の委託料等が主なもので、南那須地区斎場の経費であります。2項1目清掃総務費は6,218万3,169円で、職員5名分の人件費、事務所の通信運搬費やOA機器リース料のほか、保健衛生センター施設整備基金積立金などがあります。

17ページをご覧ください。2目し尿処理費は1億2,189万5,801円で、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、施設の運転業務委託料及び定期改修工事費などがあります。

19ページをご覧ください。3目ごみ処理費は3億1,732万684円で、職員9名分の人件費、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、焼却灰の処分委託料、施設定期改修工事費などがあります。

21ページをご覧ください。4目一般廃棄物処理施設整備費は1億204万7,196円で、職員1名分の人件費や、一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援業務委託料のほか、新たな施設整備のための基金積立金などがあります。5目敦賀市民間最終処分場対策費は153万5,960円で、裁判に係る費用で、旅費及び弁護士への訴訟事務委託料などがあります。

23ページをご覧ください。4款消防費、消防費の支出済額は8億5,992万4,294円となり、歳出総額の36.3%を占めております。1項1目消防総務費は7億7,667万4,484円で、消防職員100名の人件費のほか、各消防署の施設維持経費、各種装備品等の点検手数料、消防車両の燃料など、消防・救急業務の経費であります。

27ページをご覧ください。2目消防施設整備費は8,324万9,810円で、那須烏山署に配備した高規格救急自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のほか、消防機材の購入費などがあります。

5款公債費は1億7,932万2,001円です。1項1目元金は1億7,506万3,777円で、15件分の元金償還金であります。2目利子は371万8,224円で、14件分の利子償還金であります。3目公債諸費の支出はありませんでした。

6款予備費の支出もありませんでした。

以上で歳出の説明を終了します。

続いて、実質収支に関する調書を説明します。30ページをご覧ください。

歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は3,353万5,730円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となりました。そのうち、地方自治法第233条の2及び組合財政調整基金条例第2条の規定により、基金繰入額は1,700万円であります。

続いて、31ページから33ページは財産に関する調書を掲載しております。33ページの下段をご覧ください。4つの基金の状況を掲載しております。年度末現在高は総額で7億550万5,000円となっております。

34ページには、構成市町の負担金の明細を掲載しております。那須烏山市は交付税算入分を含めて14億6,150万7,000円となっております。那珂川町は7億3,135万1,000円となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 続きます。認定第2号 平成30年度病院事業決算につきまして、お手元にお配りしております決算書に従いましてご説明を申し上げます。

決算書の1ページから11ページまでが、法令で定められております病院事業会計の決算書類でございます。決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表から成っております。

まず1ページをお開きください。1ページから4ページまでが決算報告書となっております。まして、予算第3条で定めました収益的収入及び支出予算、予算第4条で定めました資本的収入及び支出予算の決算額を報告するもので、金額は消費税込みのものとなっております。

まず初めに、収益的収入及び支出の予算のうち、収入でございます。

第1款病院事業収益は、第1項医業収益、第2項医業外収益を合わせまして、決算額26億2,193万8,221円で、前年度に比べまして約1億1,390万円の増であります。

2ページをお開きください。支出でございます。第1款病院事業費用は、第1項事業費用から第3項特別損失までを合わせまして、決算額27億2,490万1,806円で、前年度比約8,800万円の増であります。なお、収益的収入及び支出の詳細につきましては、この後の損益計算書の方でご説明を申し上げたいと思います。

3ページからは、資本的収入及び支出の予算でございます。まず収入ですが、第1款資本的収入は、第1項企業債から第4項補助金までを合わせまして、決算額2億6,731万

2,000円で、前年度比約1億1,400万円の増でありまして、主に企業債の増によるものであります。

内訳でございますが、第1項企業債1億2,480万円は医療機器等整備事業の財源といたしまして借入れをしたもので、明細をご説明申し上げたいと思いますので、29ページをお開きください。表の下の2つが、平成30年度に借入れをした分で、医療機器分で1億2,100万円、付帯設備分で380万円。付帯設備分につきましてはナースコールシステムになります。資金は財政融資資金で、借入日は平成31年3月25日、利率は0.01%であります。

申しわけございませんが、また3ページにお戻りください。第2項他会計負担金は、一般会計からの繰入金でありまして、平成30年度一般会計からの繰入金総額は5億7,508万8,000円で、そのうち1億3,817万2,000円が資本的収入分となっております。第3項長期貸付金返還金364万円は、看護師修学資金の返還金でありまして、家庭等の理由により当病院に勤務しなかった者4名分の返還金になります。第4項補助金は、へき地巡回に使用いたします車両の更新に伴う県からの補助金になります。

4ページをお開きください。支出でございます。第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項投資までを合わせまして、決算額3億8,264万6,265円で、前年度比約1億3,050万円の増であります。増の要因は、高額医療機器の購入が多かったことによる建設改良費の増によるものであります。第1項建設改良費は1億7,308万3,521円で、医療機器等の購入費であります。購入いたしました医療機器等につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、20ページをお開きください。

購入したもののうち100万円以上のものを記載しておりまして、表の4番、院内ネットワーク機器は、平成21年度に購入したものの更新。8番、DRシステムは平成15年度に購入したものの更新。9番、医用画像管理システムは平成22年度に購入したものの更新。16番、電子カルテサーバは平成24年度に購入したものの更新であります。その他の医療機器につきましても、耐用年数以上使用いたしましたものの更新でございまして、医療機能を保持した上で、必要最低限の医療機器の購入を行ったものでございます。なお、金額は消費税込みの金額となっております。

4ページにお戻りください。第2項企業債償還金2億410万2,744円は、企業債の償還元金であります。また、年度末現在高は10件で11億9,278万1,873円となっております。内訳につきましては、29ページの企業債明細書に記載しておりますので、後でご覧いただければと思います。第3項投資546万円は、看護師修学資金でありまして、7名の学生に貸与したものであります。

なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引きました不足額1億1,533万4,265円につきましては、欄外に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金で補てんをしております。なお、年度末現在の補てん財源使用可能額は約8億5,900万円となっております。

以上が決算報告書でございます。

次に、損益計算書につきまして説明をしたいと思います。5ページ、6ページが損益計算書でありまして、経営成績を明らかにしたものであり、公営企業の決算におきまして一番重要な書類となっております。

6ページをお開きください。平成30年度の結果は、下から3行目に記載のとおり、1億404万3,737円の純損失となりました。

それでは、各収益、費用の詳細につきまして説明をしたいと思いますので、17ページをお開きください。

こちらは平成30年度と29年度の損益計算書の額の対比表となっております。まず収益から説明いたしたいと思います。

医業収益のうち入院収益は13億6,238万6,456円で、前年度比8,339万2,289円の増であります。要因は患者数の増によるもので、一般病床519人、療養病床689人、合計いたしまして1,108人増となりました。外来収益は7億656万5,192円で、前年度比1,627万4,352円の増であります。要因は患者数の増によるもので、2,143人の増となりました。

次に、その他医業収益6,323万3,325円は、室料差額収益、並びに人間ドック、検診等の公衆衛生活動収益、及び診断書等の文書作成手数料等でございます。他会計負担金1億5,451万5,000円、及び医業外収益のうち他会計負担金1億981万2,000円、並びに他会計補助金1億7,258万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。合計で4億3,691万6,000円となり、前年度比1,362万9,000円の増であります。

次に、医業外収益のうち補助金334万5,000円は、へき地巡回診療事業補助金、及び院内保育所運営補助金であります。276万1,000円の減は、へき地巡回診療につきましては那須烏山市の大木須地区と小木須地区を週1回ずつ実施していたものを隔週としたことによるものでございます。

長期前受金戻入1,432万3,836円は、会計制度による収入でございます。現金を伴わない収入でございます。

収入合計は26億1,522万6,416円で、前年度比1億1,357万1,452円の増であります。

次に、費用につきまして説明をしたいと思いますので、18ページをご覧ください。

医業費用のうち給与費でございますが、16億6,068万9,104円は、職員174名及び非常勤の医師、看護師等63名の人件費であります。前年度比8,010万9,070円の増となっておりますが、看護師等5名の増、及び人事院勧告等の実施によるものでございます。

材料費3億5,667万4,148円は、診療のために必要な薬品、診療材料、及び給食材料等で、前年度比2,183万6,301円の増は、患者数の増、及び外科、整形外科、眼科の手術件数の増によるものでございます。

経費4億2,918万3,133円は、消耗品、光熱水費、修繕料及び委託料等の費用でございます。患者数の増によります医療用消耗品の増、原油の高騰によります光熱水費並びに燃料費の増はありましたが、修繕費の減によりまして、前年度とほぼ同額ということになりました。

次に減価償却費1億5,388万2,728円は、建物・医療機器等有形固定資産の減価償却費で、現金支出はありません。

資産減耗費768万4,654円は、今年度廃棄をいたしました有形固定資産の残存価格分を費用化したもので、これにつきましても現金支出はありません。

研究研修費640万7,190円は、医師及び看護師等の学会、研修会の参加費用。

長期前払消費税償却648万2,942円は、控除対象外消費税を費用化したもので、現金支出はありません。

次に、医業外費用のうち支払利息及び企業債取扱諸費3,106万9,842円は、企業債償還金のうち利息分になります。雑損失6,171万5,025円は、消費税整理に伴う費用。看護師確保経費168万円は、看護師修学資金貸与者のうち返還未納者分を費用化したものであります。

次に、特別損失の過年度損益修正損が、前年度に比べまして552万7,049円減となっておりますが、これは経理方法の変更による減でございます。今までは前年度の2月・3月分の診療報酬のうち、返戻分、単に保険証の記号等の記述の誤りにより減額されたもので、再請求できるものであります。これにつきましても特別損失で落とすという経理処理をしておりましたが、この分につきましては不適正診療のための保険給付の対象となりませんでした、減点分ではありませんので、通常の月と同様に、再請求できる分を入院収益と外来収益で減額するという経理方法に変更いたしましたものであります。

費用合計は27億1,927万153円であります。

以上が損益計算書の詳細説明となります。

7ページにお戻りください。剰余金計算書であります。下から3行目、当年度変動額であります。平成30年度に生じた純損失1億404万3,737円を未処理欠損金に加えたものです。

8ページをお開きください。欠損金の処理計算書であります。平成30年度は未処理欠損金の処理を行っておりますので、処分額は0となります。

続きまして、貸借対照表の説明を申し上げます。9ページ以降が貸借対照表となっております。年度末現在において、病院事業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

表の見方でございますが、一番左は款、項、目の科目の名称となっております。款は算用数字で、項は括弧書きで、目は片仮名となっております。また、一番右側の金額は各款の合計額、右から2番目の金額は款のうち各項の合計額を、3番目は各目の金額を記載しております。

まず、資産の部でございますが、1款固定資産は(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資その他の資産、合わせまして固定資産合計は16億8,332万7,206円で、前年度比650万円の増であります。

2款流動資産のうち(1)現金預金は6億5,095万2,007円で、前年度比約6,570万円の減。(2)未収金3億2,270万3,162円で、前年度比約750万円の増となっております。(3)貯蔵品は、薬品と診療材料の貯蔵品分で2,917万2,768円あります。資産合計は26億8,615万5,143円あります。

次のページをご覧ください。負債の部ですが、3款固定負債(1)企業債10億822万5,424円、4款流動負債(1)企業債1億8,455万6,449円は、これらの合計額が年度末企業債未償還残高となりまして、その額は11億9,278万1,873円あります。(2)未払金1億1,107万5,066円は、30年度費用のうち、まだ支払いをしていないもので、一般会計でいいますと出納整理期間に支払う額ということになります。

5款繰延収益は、固定資産取得の際に国・県から補助を受けました額、及び一般会計から繰入れをいただきました額の残高でありまして、24億1,440万5,930円となっております。

資本の部で、6款資本金は1億6,060万6,294円、7款剰余金は△12億9,030万3,584円となり、負債資本合計は、一番下の行になりますが、資産合計と同額の26億8,615万5,143円あります。

以上、病院事業の決算書類の説明とさせていただきます。

なお、12ページ以降は補足資料となっておりますので、説明は省略させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、本案について、監査委員に審査を受けておりますので、その報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。よろしくお願ひいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき審査に付された、南那須地区広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について審査した結果を報告いたします。なお、監査委員は、私と議会選出の大金監査委員です。

お手元の、平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書をご覧ください。

1ページです。審査は、令和元年8月6日に、南那須地区広域行政センター2階会議室で行いました。

3の審査の対象及び4の審査の方法につきましては記載のとおりです。

5の決算の概要についてですが、先ほど組合長及び職員から詳細な説明がありましたので、私からは簡潔に説明したいと思いますので、ご了承ください。

5の決算の概要で、(1)の決算規模です。歳入総額は24億466万5,937円、歳出総額は23億7,113万207円。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は3,353万5,730円。翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も形式収支額と同額の3,353万5,730円となります。なお、実質収支額のうち1,700万円を財政調整基金に積み立てております。

2ページをお願いいたします。(2)の歳入についてです。詳細につきましては、歳入内訳の表をご覧ください。

予算は、当初予算額23億8,700万円に、補正予算額914万2,000円及び繰越金324万円を加算した、23億9,938万2,000円が予算現額となります。

収入済額は、予算現額に対し100.2%の収入率。前年度と比べまして8,005万1,213円、3.4%の増となっております。収入済額の主なものは分担金及び負担金で、全体の91.2%を占めております。増額の主な理由は、組合債及び繰入金の増によるものがございます。それぞれ、前年度と比べまして、組合債が4,850万円、繰入金が2,300万円、前年度と比べて多くなっております。

3ページです。(3)の歳出についてです。詳細は歳出に係るアからウの表をご覧ください

い。

支出済額は予算現額に対し98.8%の執行率。前年度と比べまして8,853万6,012円、3.9%の増となっております。支出済額の主なものは、衛生費51.7%、消防費36.3%で、全体の88%を占めております。増額の主な理由は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車5,200万円余、及び高規格救急自動車2,900万円余の更新などによるものでございます。

4ページをお願いいたします。性質別歳出ですが、義務的経費としての人件費、主なものは職員給与費です。その他経費のうち、補助等の主なものは、那須南病院に対する負担金及び補助金でございます。

6の財産に関する調書です。公有財産としての土地・建物についてですが、土地及び建物全て行政財産であり、前年度末からの変動はございません。

5ページをご覧ください。7の基金の状況でございます。4つの基金があり、平成30年度末現在7億550万5,000円で、前年度末に比べまして1億895万円の増です。それぞれ、条例に基づき運用されており、保管方法は全て定期預金で保管されております。詳細は表をご覧ください。

8の組合債の状況です。平成30年度末の未償還額は4億3,457万8,397円で、前年度と比べ1億1,250万3,777円の減でございます。これは新たに6,310万円借り入れたわけですが、1億7,560万3,777円償還いたしました。償還額が借入額を上回った結果、このようなことになっております。

9の審査の結果及び意見です。組合長から審査に付された一般会計の歳入歳出決算について審査した範囲の結果では、適正かつ正確であり、予算の執行状況、事務処理について、おおむね適正に執行されていたと認めます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されております。

保健衛生センターについてでございます。ごみ処理施設については、平成22、23年度、し尿処理施設については25年、26年度に、延命化のための基幹改良工事を実施しております。しかし、ごみ処理施設については建設から29年、し尿処理施設については34年が経過していることから、延命には限界があると思います。新たな施設の整備に向け、30年度から候補地の選定に着手しているところでございます。両施設とも、地域住民の生活上必要不可欠な施設でありますので、環境への配慮、効率性、経済性を踏まえた、適切な候補地の選定をお願いいたします。

手数料につきましては、現在の財政状況や近隣施設との均衡を勘案し、応益負担の原則による料金の改定を行ったところでありますが、不公平感が生じないような、適正な運営をお

願いいたします。

6 ページをご覧ください。消防についてです。救急出動時や災害発生時に適切な対応ができるよう、災害対応特殊水槽付消防ポンプ車や高規格救急車の更新、救急救命士の養成、病院研修など、職員の資質の向上に努めているところであります。常時緊張を強いられる環境にありますが、地域住民の安全安心を確保するというミッションに誇りを持って、引き続きよろしくお願いいたします。

内部統制体制の充実についてです。地方公共団体の事務執行の適正を確保するため、来年4月1日から内部統制に関する方針の策定等や、監査制度の充実・強化などを内容とする、改正地方自治法が施行されます。内部統制に関する方針の作成等につきましては、都道府県知事及び指定都市の市長以外は努力義務が課せられたところであります。これは行政サービスの提供等の実務上のリスクを評価・コントロールし、事務の適正な執行を確保するものであります。

昨今、民間企業のみならず、官公庁においても不適切な事例が散見されております。当組合におきましても、法定されている指定金融機関の検査の中断などがありました。いずれの組織においても、適正な事務処理のための各種規定の制定など、仕組みが構築されていると思います。それにもかかわらず、不適切な事例が発生するということは、制定された仕組みが十分機能していないものと推測されます。名称はともかく、事務の適正な執行の確保のため、内部統制の具体化・機能化に努めていただきたいと思います。

なお、監査制度の充実・強化として、私ども監査委員に義務づけられた監査基準の策定については、遺漏のないように対応したいと思っております。

最後に、財政運営についてでございます。ご案内のとおり、この組合の運営費の大部分、91%は、構成自治体の負担金で賄われております。構成自治体である那須烏山市、那珂川町は、今後さらなる人口減少が想定され、基本収入である市町村税の増加は考えにくいものがあります。一方、ごみ処理施設やし尿処理施設の整備、さらには那須南病院の改修は必要不可欠であると思っております。このようなことから、今後とも、費用対効果を意識し、事業の見直しや組織の合理化等により、効率的な運営をお願いいたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況に関する審査意見の報告を終了いたします。

続きまして、病院事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の、平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算審査意見書をご覧ください。

1 ページでございます。審査は令和元年7月3日、那須南病院の会議室で行いました。

3 の審査の対象及び4 の審査の方法については記載のとおりです。

5の業務の概要です。詳細は表をご覧ください。

患者総数11万5,545人で、前年度と比べ3,351人、約3%の増となっております。入院・外来別に増減を見ますと、外来の伸びの方が対前年3.2%と、入院を上回っております。診療科別で前年度と患者数を比較いたしますと、入院では整形外科、眼科及び小児科が増、外来では外科、人工透析、小児科以外は増加しております。これにつきましては、主要施策の成果の30から36ページでご確認ください。

ベッドの利用状況である病床利用率は、一般病床が81.5%から82.9%に、療養病床は86.0%から89.8%に、ともに上昇しております。類似の自治体病院と比較すると、一般病床、療養病床ともに高くなっております。

続きまして2ページをお願いします。6の予算の執行状況です。(1)の収益的収入及び支出です。アの収益的収入は、予算額に対し93.4%の収入率。前年度と比較いたしまして1億1,391万1,410円の増収。増収の主な要因は、入院及び外来収益です。

入院診療収入は8,339万2,289円、6.5%の増加となっております。これにつきましても、主要施策の成果の方で確認してください。

外来診療収入は1,627万4,352円で、2.4%の増となっております。

イの収益的支出は、予算額に対し97.1%の執行率。前年度と比較いたしまして8,796万478円、3.3%の増加となっております。主な要因は給与費と材料費が増加したことでございます。

3ページです。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対し92.5%の収入率。前年度と比較いたしまして1億1,399万2,000円の増収。増収の主な要因は企業債の発行の増、約1億400万増えております。

イの資本的支出は、予算額に対して95.1%の執行率。前年度と比較いたしまして1億3,054万7,838円の増加です。主な要因は、高額な医療機器の増加です。

ウの財源補てんについてです。資本的収入額が資本的支出額に不足した1億1,533万4,265円について、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。その結果、内部留保資金残高は8億5,921万6,168円となっております。

4ページをお願いいたします。(3)の一般会計からの繰入状況です。他会計負担金及び他会計補助金として、一般会計からの繰入額は収益的収入、資本的収入合計で5億7,508万8,000円。前年度と比較いたしまして2,264万1,000円、4.1%の増となっております。このうち、構成市町の負担額は5億5,163万3,000円、95.9%になります。そのうち2億2,302万3,000円は地方交付税で措置されますので、実質負担額は3億2,861万円、57.1%ということになるかと思えます。住民1人当たりの年間

負担額は7,840円で、前年度から486円増加しております。

(4)の企業債の状況です。企業債の本年度末残高は11億9,278万1,873円、前年度と比較いたしまして7,930万2,744円、6.2%の減となっております。発行額も増加しましたが、償還額も増加しております。償還額が発行額を上回った結果、減となっております。

5ページをお願いいたします。7の損益計算書です。(1)収入です。収益合計は26億1,522万6,416円で、前年度と比較いたしまして1億1,357万1,452円、4.5%の増となっております。

医業収益が22億8,669万9,973円で、そのうち59.6%が入院収益、30.9%が外来収益となっております。

医業外収益が3億2,852万6,443円で、そのうち33.4%が他会計負担金、52.5%が他会計補助金。詳細は表をご覧ください。

6ページです。(2)の支出です。費用合計は27億1,927万153円で、前年度と比較いたしまして8,800万8,901円、3.3%の増となっております。

医業費用は26億2,124万2,549円で、そのうち63.4%が給与費、16.4%が経費、13.6%が材料費となっております。

医業外費用は9,784万7,847円で、そのうち63.1%が消費税整理に伴う雑損失、31.8%が企業債利息となっております。

特別損失は17万9,757円で、経理方法の変更による減でございます。詳細は表をご覧ください。

7ページです。(3)の損益収支です。今年度の損益収支は、収益合計26億1,522万6,416円、5ページの合計ですね、それと費用合計27億1,927万153円、6ページの合計です、を差し引き、1億404万3,737円の純損失となっております。今年度末の未処理欠損金は、前年度末繰越欠損金11億9,125万9,847円を加算した12億9,530万3,584円となります。決算書の7ページです。

損益に係る分析で、経常収支と医業収支の2つの指標を掲げております。(4)の経常収支比率です。これは収益的収支の状況を示す指標で、100%を切る場合は収支が均衡しておらず、いわゆる赤字の状況ということです。当年度は96.2%で、前年度から0.9ポイント上昇しておりますが、類似団体と比較すると低い状況でございます。

(5)の医業収支比率です。医業収支比率は、経常収支比率とともに、病院の収益性を見る代表的な指標であり、100%を切る場合は経営が健全でないことを示します。当年度は87.2%で、前年度から0.7ポイント上昇しており、類似団体と比較すると若干高くなっ

ているかと思えます。詳細は表及び記述をご覧ください。

続きまして8ページをお願いいたします。8の貸借対照表です。資産は26億8,615万5,143円で、前年度と比較して減少しております。負債は38億1,585万2,433円で、前年度と比較して増加しております。資本はマイナス11億2,969万7,290円で、前年度と比較して減少しております。

(1)の資産です。固定資産は16億8,332万7,206円。前年度と比較いたしまして652万1,566円増加しております。主な要因は、医療機器購入増による長期前払い消費税の増によるものです。

流動資産は10億282万7,937円で、前年度と比較いたしまして6,301万4,129円減少しております。主な要因は、現金預金の減によるものです。決算書の9ページから11ページ、固定資産の明細については決算書の28ページです。

9ページをお願いします。(2)の負債です。固定負債は10億822万5,424円で、前年度と比較いたしまして5,975万6,499円減少しております。1年を超えて償還期限が到来する企業債が計上されております。

流動負債は3億9,322万1,079円で、1年以内に償還期限が到来する企業債と、委託料等の経費等の未払金です。

繰延収益は24億1,440万5,930円で、固定資産の取得または改良に伴い交付される補助金等で、長期前受金から既に収益化された減価償却費見合い分を除いた分が計上されます。

(3)の資本です。資本金1億6,060万6,294円。剰余金、これは欠損金になるかと思えますが、12億9,030万3,584円。前年度と比較いたしまして1億404万3,737円、欠損金が増加しております。要因は当年度の純損失でございます。

10ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書です。細かいものについては決算書の21、22ページにそれぞれ載っております。

まずキャッシュフロー計算書は、1事業年度における資金収支の状況を、業務活動、投資活動及び財務活動に区分して表示しております。やり方としては直接法と間接法がありますが、これは間接法でやっております。

キャッシュフロー計算書により、1事業年度における資金の流れ、業務活動がプラス、投資活動がマイナス、財務活動がマイナスであり、比較的良好な経営状態と言われるパターンであります。

(1)の業務活動によるキャッシュフローです。業務活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の実施による資金の流れを表示します。当年度純損失1億404万3,737

円に、現金支出を伴わない減価償却費などを加算し、長期前受金の戻入額などを減算し、最終的に4,954万8,055円となります。

(2)の投資活動によるキャッシュフローです。投資活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却による資金の流れを表示します。有形固定資産取得のために1億6,026万2,520円を減算し、他会計からの繰入金などを加算し、最終的にマイナス3,590万8,735円となります。

(3)の財務活動によるキャッシュフローです。財務活動によるキャッシュフローは、増資や減資による収支や資金調達、返済に対する資金の流れを表示します。企業債発行による収入として1億2,480万円を加算し、企業債償還のため2億410万2,744円を減算し、最終的にマイナス7,930万2,744円となります。

業務活動によるキャッシュフローから財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金減少額6,566万3,424円が算出されます。これに資金期首残高7億1,661万5,431円を加算した資金期末残高6億5,095万2,007円は、8ページの流動資産の現金預金と一致しております。

11ページをご覧ください。審査の結果及び意見です。審査に付された計算書類は、実施した審査の範囲において、計数は正確で、会計事務は概ね適正に処理されていたと認めます。

限られた人材の中で、入退院支援の円滑化や、質の高いリハビリ医療を提供するため、職員の重点配置を行ったことは、評価すべき対応と考えられます。

また、県内で災害が発生した場合の医療救急活動を行う災害派遣医療チームを養成する、栃木県ローカルDMAT病院に指定されたことも、評価すべき対応と思います。

さらに、類似団体と比較いたしまして、一般病床の病床利用率が高いことは、適切なベッドコントロールが行われていることの証左であり、評価に値するものと思います。引き続き、努力をお願いしたいと思います。

次に、今年度の審査の中から2点、検討いただきたいことがあります。これは両方とも例年お願いしていることなのですが、まず第1点が、医療スタッフの確保についてです。医療の質の向上や病院経営の安定化のために、今、医師をはじめとする医療スタッフの確保が大きく影響することは、収支状況が示すとおりです。当面のスタッフ確保に尽力されるとともに、将来のスタッフ確保として、現在取り組んでいる職業体験イベント等の充実をお願いいたします。

2点目です。大規模改修等についてです。病院施設は、平成元年竣工の2階と、平成7年竣工の5階建屋から成っており、それぞれ29年、23年が経過して、今後大規模改修が必要となってくることが想定されているところでございます。改修計画の策定に当たりまし

ては、現在検討されている人工透析体制の充実のための施策も含め、十分な検討をお願いしたいと思います。

本日の新聞報道で、昨日、厚生労働省が公表した公的病院の再編についての記事があったかと思いますが、幸い、那須南病院は対象になっていなかったような気がいたします。これは、これまでのスタッフをはじめ関係者の努力の結果ではないかと思いますが、24時間365日、救急医療をはじめ地域医療の確保のためご苦勞されていることと思いますが、地域の公的医療機関としてのミッションに誇りをもって、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

私の報告は以上でございます。大変お聞き苦しいところがあったかと思いますが、ありがとうございました。

以上です。

○議長（阿久津武之） 審議の途中ですが、ここで昼食のため休憩したいと思います。再開は1時といたします。

【休憩】（午後 0時12分）

【再開】（午後 1時00分）

○議長（阿久津武之） 再開いたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示してください。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） まず、病院関係の方で何点かお聞きしたいのですが、決算書の3ページ、長期貸付金返還金、当初予算が100万円、結果額が364万ということで、これは那須南病院に勤務していただくということを前提に、看護学校に通っている方に出したお金と思われませんが、当病院に勤務されなかったということで、4名分の返還を求めている内容だと思うのですが、これは30年度だけのことなのでしょうか。何年か一括で払っていただくことになるのか、それとも何回かに分けて返還していただくことになるのか、ご説明いただきたいと思います。

続いて9ページでございますが、監査委員さんの8ページを見ますと、未収金というのが3億2,270万3,162円となっております。決算書の9ページを見ますと3億2,37

3万8,047円となっております、その下に貸倒引当金というのがある、103万4,885円、これは△となっておりますが、この上と下を、△を除いて、この金額を足すと、ちょうどこの金額になるのですが、この両方の分が未収金だという考え方でよろしいのでしょうか。

なお、増減額が749万7,980円ということで、去年よりも2.4%増えているということです。これについても、21ページの病院事業キャッシュフロー計算書の未収金、増減額で△は増加ということで見ますと、520万3,403円というのがありまして、その下に未払金の増減額というのがありまして、△は減少というのだから、これは△ではないので増加ということで、228万9,837円とありまして、これを両方足しますと749万3,240円ということで、大体これに符合するのですが、この両方の金額なのか、全くそれは違うのか、その辺の考え方についてご説明をいただきたい。

なお、8ページの貸借対照表の未収金の大部分は31年の2月・3月分の診療報酬だと。これについては審査後に収入済みとなっている。ただし平成25年度の未収金305万4,382円が消滅時効の成立によって、この欠損処分をしているとあるのですが、この欠損処分については、これまでの増減の推移はどうなっているのか。それまでどうして相手方から回収できなかったものかどうか。この内容についてご説明いただければと思います。

それで、一般会計の方ですが、本年の当初予算の2月末の広域の議会がありまして、そこで私は一般質問をしているのですが、その中で、いわゆる衛生センターの焼却炉の用地選定についても質問をしておりますが、その際に組合長の方から、焼却炉施設の用地確保については、一般廃棄物建設候補地選考委員会で検討を図って、平成31年8月までには最終候補地1カ所を組合長に報告する予定になっていますというようなお答えだったのですが、最終候補地は決定されたのかどうか。その点について説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） まず1点目の、4条予算の収入の方の第3項、長期貸付金返還金の364万円ですが、これは平成30年度におきまして返還をいただいた金額です。内訳につきましては、一括返還者が1人で252万円。分割で返金いただいた方が3人で112万円。合わせまして364万円ということになります。

○10番（平塚英教） その分割の部分は、今後も。

○病院総務課長（澤村雅彦） はい、引き続いていくことになります。

続きまして2番目、未収金と貸倒引当金の関係ですが、先ほど平塚議員が言われましたように、未収金から貸倒引当金を引いたものが未収金の額ということで、2.4%増になっておりますが、これは入院と外来収益が増えたことによりまして、未収金が増えたことによるものです。

続きまして3点目ですが、キャッシュフロー計算書の方の未収金の増減額と未払金の増減額との、未収金との関係ですが、キャッシュフローの方はあくまでも現金の動きですので、未収金としてお金が入ってきたものの増減になります。未払金は、やはりお金を払った方の増減額で、お金を払った分の、その前年対比の額でありますので、貸借対照表の方の額とはちょっと相違があります。

あともう1点、不能欠損で回収できなかった分につきましては、これは病院につきましては5年たったものを不能欠損しているわけですが、随時、こちらの方の医事課長も兼ねております事務長の方で、債権者の方に電話連絡、文書の通知などをいたしまして、回収に努めて、最終的にはちょっと額が多くなってしまったのですが、300何万の不能欠損が出たということになります。

以上です。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 一般廃棄物の処理施設の建設候補地の件についてお答えさせていただきたいと思います。

建設候補地の選定につきましては、議員おっしゃるとおり、建設候補地選定委員会の方で検討しておりまして、選定委員会の方の協議が終わりまして、今現在、報告書の作成中でございます。今月末には報告書の方もでき上がって、提出される予定になっております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 平塚議員。

○10番（平塚英教） それでは、監査委員さんの8ページの方ですが、未収金関係の不能欠損ですが、31年の2月・3月分の診療報酬が3億幾らの中に入っていますよね。それが、審査時においてはみんな収入済みとなっていると書いてあるのですが、残った部分があ

ったのかなかったのか。また、25年が305万ですが、これから31年の2月・3月の収入済み以外の残った部分、それは25年から幾らぐらいずつ、実質未収金が残されているのか、説明をいただければと思います。

それと、焼却炉というか衛生センターの予定候補地でございますが、1カ所に絞られたという理解でよろしいのでしょうか。そこだけ確認しておきたいのですが。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 委員会の中では、優先候補地というか、最適な候補地1カ所ということで、組合長の方に答申する予定です。まだ組合長には報告しておりません。

○10番（平塚英教） わかりました。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 未収金の関係ですが、貸借対照表上は3億2,373万8,047円ということで、この中には2月・3月分の診療の報酬につきましては入ってきているわけですが、そのほかに窓口現金の収入とか、窓口現金未収金とか、交通事故等の自賠関係の未収金も入っていますので、現在、全ては入っているわけではないのですが、その額については少額となっております。

未収金の内訳でございますが、平成26年度分で約100万、平成27年度分で90万、28年度分で90万、29年度で140万、30年度分が約3,200万ほどになっております。

以上でございます。

○10番（平塚英教） わかりました。

○議長（阿久津武之） では、他に質疑はありませんか。

4番、益子明美議員。

○4番（益子明美） 一般会計歳入歳出決算書から伺います。まず1点目、歳入です。4款1項1目、8ページの一番上、病院群輪番制病院運営補助金、県補助金ですが、平成29

年度よりは50万ほど減っていますが、この減額の理由を教えてくださいと思います。

それから歳出に移ります。16ページ、3款1項2目斎場費、13節委託料です。その中の一番下から2行目、斎場予約案内システム改修業務委託料、こちらが29年度より6万円ほど安くなっていますが、契約で安くできたのかどうか、内容を伺います。

それから18ページ、3款2項2目し尿処理費、13節委託料。この中に、放流水分析測定業務委託料から、一番下の消防設備点検業務委託料というのは、昨年度までは役務費手数料とされていました。

節の区分変更というのがこれだけでなくほかにもあるのですが、例えば22ページの3款2項3目ごみ処理費の中の、各種分析測定業務委託料とか、貯水槽清掃、飲料水分析業務委託料。金額が少ない分の委託料を、今まで手数料として役務費で上げていたのですが、これを委託料とした節区分の変更について伺います。

それから26ページ、4款1項1目消防費、19節負担金の中の下から4行目、消防指令事務共同処理負担金が、29年度よりも負担額が大きく出ておりますが、その内容をお知らせいただきたいと思います。

それから最後の34ページ、構成市町負担金明細書の中の病院費の繰出基準経費の那須烏山市の交付税分なのですが、那須烏山市に入ってくる病院費の繰出基準経費の交付税分というものの内容をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 私の方から、1点目の病院群輪番制病院運営事業費補助金の減額の件につきまして。こちらにつきましては、補助基準が変更されまして、1日当たりの単価が1万9,000円から1万4,000円に変更されたものによる減となっております。

続いて役務費と委託料との変更なのですが、本来の業務の内容を鑑みまして、近隣の広域行政等の支出科目と合わせまして、本来ですと委託料であったものが、手数料で支出されていたために、30年度より科目の校正をしたものでございます。

続いて、最後に34ページの交付税の算出基準ということで、那須烏山市さんにおいては、交付税に算入されているものがありまして、それらは烏山市さんの基準財政需要額の方に計上されている分を、こちらに支出する分を案分して、交付税を割り返して、こちらに交付いただいているという形になっております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防長兼総務課長（車和則） ご質問いただきました消防指令事務共同処理の負担金でございますが、その負担金は3組合で分担をしております。共同で手続きをしている、その指令センターは平成27年10月に運用を開始しておりますが、平成27年、28年度の運用経費、支出の方が少なかったため、予想以上の不用額が発生しました。

その不用額、繰越金ですが、それを平成29年に清算をいたしまして、また財政の継続の見直しをいたしまして、29年度が一時的に下がったという現象になります。

以上でございます。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） ご質問いただきました斎場費の委託料についてお答えいたします。先ほど議員の方からお話がありました、6万円安くなっているというお話があったのですが、これに関しましては、13節の委託料のお話なのですが、この下にあります14節、こちらが16万8,480円ですので、それとはまた違うものになります。こちらの斎場予約案内システム改修業務委託につきましては、30年度の1回切りの新規事業でして、年号の改修に伴う、事前にシステムの改修がありましたので、そちらになります。

以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 大体了解したのですが、2点ほど再質問をさせていただきます。

業務の内容を鑑みて、委託料に役務費から変更しましたよね。もともと委託料であったものだと思うのですが、契約関係というのはどういうふうになっていたのでしょうか。変更していた分。今まで手数料として支払っていた部分を、委託費と変更したわけですが、もともとの委託関係の契約というのはどういうふうになされていたのか伺います。

それから、構成市負担金の明細の中の、交付税の算出基準というか、算出内容をお伺いしたかったのですが、これだけの金額が来る算出基準を、病院運営費のこういった部分で勘案していくのかということと、まずちょっとお伺いしたいのと、それから、ものによると、不採算地域の特別交付税というのがあると聞いているのですが、ここは不採算地域という

ふうに、統括管理官などもおっしゃっているように、特別交付税が来るような地域にある病院であるとすれば、特別交付税が来るべきかなと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 契約については、ちょっと手元に資料がなくて、詳細はわかりませんので、調べて後から報告させていただきたいと思います。

交付税の件につきまして、ちょっと説明が不足しております、病院費以外にも、斎場費、し尿費、ごみ処理費、全てございますが、建設に伴う起債分が、この交付税の対象となります。いずれの施設においても、建設するか改修したときに起債をした、その分が普通交付税の基準財政需要額に算出されまして、烏山市さんの方に算出されますので、それをうちの方に案分して交付していただいているという形になっております。

今言いました特別交付税の方につきましては、まだ、うちの組合が該当になるかどうかは、ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、その辺は勉強して、やはりもらえるものはもらって、健全財政に努めたいと思いますので、もらえる状況になったときには、何らかの方法でお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 若干、今の点について補足説明させていただきますと、確かに課長が言ったように、起債の償還分についても交付税は算入されております。ただ、病院に関して一番大きいのはベッド数です。ベッド数にかかわる交付税が一番金額的には多いと思われま。

それと、あとは不採算地域の特交のお話ですが、那須南病院は不採算地域の特別交付税はいただいております。対象になりません。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 病院関係の普通交付税の大まかな式なのですが、病床数150床あるわけですが、それに掛ける単価が入ってきます。あと、救急告示病院になってお

りますので、それに対する交付税ということで、うちの場合は救急病床数が4床になりますので、それ掛ける単価になります。あとプラス、救急告示病院ということで入ってきまして、あと、先ほど事務局長や管理課長が説明しましたように、病院事業にかかわる元利償還金ということで入って、その辺が大まかな計算式の内訳になります。

すみません、正式な数字は把握していないもので、申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 普通交付税の交付分の算定規則というのは了解しましたが、ベッド数とか救急に関する病床数掛ける単価、この単価というのが、法定単価が下がってきているのではないかなと予測するのですが、今後ますます下がる可能性があるのかどうか、その辺の変遷をどういうふうに考えていくのか。

先ほど局長が、不採算地域にはなっていないと。では不採算地域の基準というのはどういうものを言うのか、満たしている部分というのはどういったところなのか、お伺いいたします。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 不採算地域の対象がどういった対象かというのは、申しわけございません、今、手元に資料がございませんので、資料を探し次第説明したいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○4番（益子明美） 単価は。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 単価につきましては、毎年増えたり減ったり、それをどのように決めているかというのはちょっと私も把握していないところです。

あと、すみません、特別交付税の不採算病床についてなのですが、私の知る範囲でお答え申し上げたいと思いますが、150床が基準になっているかと思えます。150床よりマイナスになった場合は特別交付税の対象となってくるようです。

以上です。

○議長（阿久津武之） いいですか。

○4番（益子明美） はい。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

9番、中山五男議員。

○9番（中山五男） それでは何点か質問させていただきます。

まず一般会計の22ページをお開きいただきたいと思います。これは建設候補地の選定委員会の費用19万、今年も計上してあります。この内容につきましては、先ほど平塚議員が質問をして、もう候補地については1カ所に絞られていて、もう近く組合長に答申をする予定だということなのですが、ならば、議会にはいつごろ公表できるのか、その時期についてお伺いしたいと思います。

次に24ページ、訴訟事務費用が93万6,000円あります。これは平成28年から弁論が始まっておりますが、結審、判決はいつごろになる見込みなのか。見込みをお伺いしたいと思います。

次に、26ページの消防費の中に、一般廃棄物収集運搬委託料64万8,000円があります。これは消防関係でどのようなものを収集運搬させているのか、この支出理由についてお伺いしたいと思います。

次に28ページ、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車で、5,200万円ほどかけて替えました。実際、この配備以外に、稼働の実績というのはどのぐらいあるのでしょうか。これについてお伺いしたいと思います。

もう1つ追加したいのですが、31ページに財産に関する調書がありますね。ここに行政財産としまして、広域行政の施設ごとの土地面積と建物の面積が記載されておりますが、これは当組合が所有している土地と建物ですね。それで、例えば一番頭の広域行政センター、これは土地は記載されていないですよね。これは私も、那須烏山市から無償で2,000平米ほど借りているということもわかっていますが、ここに記載されている以外、それと那須烏山市から代々無償で提供を受けている土地は、広域センターと病院の敷地ですね。それ以外にまだいずれからか借りている土地があるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

あと、病院関係で2点ほどお伺いしたいと思います。病院では、水道水を年間3万トンほど使っているようです。費用も年間800万ほど使用しているわけですが、仮に停電した場合、停電して給水停止になった場合の対策というのはできているのでしょうか。このごろちょっと、台風の千葉県の停電の例で、心配になったものですからお伺いしたいと思います。

それともう1点、これは前に出していなかったのですが、決算書と監査委員さんからの意見書の両方に載っておりますが、空きベッドがないために、那須南病院では入院患者を断ることがあったかどうかについてであります。当病院の病床利用率というのは85.2%で、全国自治体の同じような病院の利用率よりも、一般病床、療養病床ともに13%ぐらい利用率が高いです。というようなことから、果たしてこれで断ることがなかったのかどうか、ちょっと心配したものですから、その状況についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 建設候補地の議会への報告時期等について、ご説明させていただきます。

建設候補地につきましては、選定委員会からの選定結果を、まだ組合長、副組合長に報告しておりませんので、報告した際に、議会への説明の時期、また住民への説明等の時期等について、協議をしたいと思いますので、今現在は決まっております。

もう1つ、裁判の結審の見込みですが、今現在もまだ裁判の判決の時期等については確定しておりません。

以上です。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防長兼総務課長（車和則） 消防費の一般廃棄物収集運搬委託料でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて、委託をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） ご質問のありました点でございますが、停電になった場合の対応につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

病院の2階建ての建物の北側に、受水槽の設備があります。貯水量は54キロリットルで、病院が1日に使う分の水を蓄えております。停電になった場合には、自家発電装置がすぐに稼働いたします。また、患者用といたしましては、3日分の飲料水を確保しているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 病床利用率がある程度高いので、患者さん、入院患者さんを断る、とお答えすることがなかったかのご質問ですが、確かに、病院で見ますと、これは平均値でございます、年間を通じてかなり変動がございます。農繁期のときには少しベッド利用率が下がって、あるいは夏や真冬はかなり利用率が上がります。そういったとき、あるいはもう少し細かに週の単位でベッドが上下しますので、非常にそういう中で、ベッドコントロールというのは我々病院としては注力しています。

ただ、どうしても、冬場の、これはどこの病院もそうだと思うのですが、いっぱいになってしまったときに、少し外来で点滴をしながら現場で待っていただくケースであり、救急患者さんでどうしても場合には他院にお願いするというケースも、過去には数えるほどですがあったかと記憶しております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 借地についてお答え申し上げます。一般会計の方は私の方でお答えさせていただきます。決算書の31ページ、下の段の行政財産の欄をご覧いただきたいのですが、この中で、数字が入っていないところが借地になっている部分でございます、先ほど議員からお話がありましたように、行政センターにつきましては全部で4,012.77平米のうち2,057.13平米、二筆を市の方から借りております。

一番下に、消防救急デジタル無線活動波南那須局、久那瀬地帯にあるのですが、こちらが全体で5,447平米のうち362.5平米を、町の方から一筆お借りしております。合わせまして三筆で2,419.63平米になります。

以上です。

○議長（阿久津武之） 消防警防課長。

○消防本部警防課長（川俣寿行） 昨年購入しました災害特殊水槽付消防ポンプ自動車の稼働状況についてご説明いたします。

運用開始から約8カ月が経過しております。トラブル等はございません。この車両は、消防救急緊急援助隊の登録車両でございます。国からの消防救急緊急要請があれば出動する車両でございますが、現在のところ、国・県ともに行政での出動はございません。

稼働実績であります。現在は走行距離3,721キロであります。災害出動については、火災の13件を含めまして、偵察飛行やヘリの警戒等、合わせて19件の出動がございます。また、消防訓練や火災予防広報などで61回の稼働実績がございます。さらには、ほぼ毎日のように那須烏山消防隊の車両でございますので、敷地内で活動訓練といった訓練、救助訓練を実施しております。消防自動車は大変高額なものでございますので、少しでも長く使用できるように、点検・整備はもちろんですが、愛護を持って長く車両を活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 病院の敷地面積について、お答えを申し上げたいと思っております。現在、2階建て、5階建ての建物が建っておりますところの敷地面積でございますが、1万1,882.57平米になります。

道路の反対側の南側の駐車場になりますが、これにつきましては自己所有地と市の借地になっておりまして、自己所有分といたしまして947.37平米、市の借地ということで、元水道庁舎があったところでございますが708.23平米、駐車場の方は合わせまして、655.6平米となりまして、病院全て合わせますと1万3,538.17平米ということになります。

以上です。

○議長（阿久津武之） 中山議員。

○9番(中山五男) まず、建設候補地の件ですが、これは議会にいつ公表できるか、全く皆目見当がつかないということですか。およそ、これから組合長、副組合長には、何月何日までに報告できるとなれば、速やかに我々議会に報告すべきではないかなと思いますが、この辺、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それに、敦賀市の問題ですが、訴訟事務、今のところまだ、いつ結審、いつ判決になるか、皆目見当がつかないという、それでよろしいわけですね。

それと、消防費の一般廃棄物収集運搬委託料ですが、これは具体的にどんなものを出しているのですか。これはどこの業者に委託して、この64万8,000円を支出しているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長(阿久津武之) 事務局長。

○事務局長(塩野目修一) 建設工事の報告の時期等について、再度のご説明をしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、まだ今の段階では確定しておりませんということでご理解をいただきたいのですが、まだ、先ほど申しましたように、組合長、副組合長に報告等もしておりませんので、報告した際に、議会への報告の時期等については協議をさせていただきますと思います。

○議長(阿久津武之) 消防総務課長。

○消防長兼総務課長(車和則) ただいまの一般廃棄物の件でございますが、消防庁舎の移転当時に、事業所のごみであるというご指摘をいただきまして、そういったところから、何とかお願いをして一般ごみ、可燃ごみ、資源ごみを分けて、業務委託をしております。

以上でございます。

○議長(阿久津武之) 中山議員。

○9番(中山五男) とにかく、候補地については、我々議会でもみんな心配している、不安に思っているところですから、速やかに公表するよう希望したいと思います。

それと、病院関係で1つお願いをしたいと思うのですが、一般会計の方の、先ほど言った31ページには、財産に関する調書がありまして、土地や建物の一覧があります。このよう

な形で、病院についても、病院が持っている財産について、わかりやすいような一覧表を、来年の決算にはできればお願いしたいと思います。これは私の希望です。

以上です。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

6番、鈴木繁議員。

○6番（鈴木繁） 14ページなのですが、聞き洩らしていたら申しわけなかったのですが、総務費の一般管理費の中で、備考欄でOA機器等使用料というのが46万1,046円と記載されています。このOA機器等の中に、一般的に複写機のリース料と複写機の使用料が込みなのか。

なぜこういうことを聞いたかという、実は18ページに、複写機リース料とちゃんと明記されているんです。多分、消防とか事務、衛生センターには必ず複写機があるのですが、それが各々に入っていなかったものですから。消防費の方は、消防費の26ページでOA機器等使用料49万7,998円と書かれているんです。その中に、もし複写機のリース料と使用料、使用料だったら普通は消耗品とかの中に含まれるとか、その辺の詳細がわからなかったものから、統一されていないなと思ったもので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今お話がありましたOA機器の使用料の内容について、ご説明申し上げます。

こちらは、コピー機の使用料とレンタルサーバの使用料、高速道路の使用料、総合法令管理システム利用料と、いろいろなものが入っての決算になっております。

○6番（鈴木繁） じゃあ、複写機のリース料は、この6万9,984円のみということでしょうか。もしそれでしたら、リースの台数がもしわかれば教えてほしいのですが。18ページの複写機リース料6万9,000円。金額的には大体四、五台ぐらいだと思うのですが。このリースの組み方を、金額を見ると。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一）　　今ほどご質問いただきました6万9,984円につきましては、保健衛生センターの事務所に係る複写機のリース料ということになります。以上です。

○6番（鈴木繁）　　わかりました。そうすると、消防とかのリース料は。衛生センターで今、お話があったのですが、消防とか斎場の複写機については、リースは含まれていないということでもよろしいのですか。

○議長（阿久津武之）　　消防長。

○消防長兼総務課長（車和則）　　消防の複写機は、那須烏山消防署、那珂川消防署の2台をリースしております。ただいまの、OA機器等使用料の内訳には、那珂川消防署と那須烏山消防署の両方で2台の複写機が入っていると。

○6番（鈴木繁）　　なぜ聞いたかといいますと、総務費と衛生費と消防費で統一されていないなと思ったんです。リースだったらリース、複写機使用料だったら複写機使用料と、普通は分けているものですから、ちょっと確認をとったんです。今、消防長のお話だと、消防費のOA機器の中にリース料プラス複写機の消耗品が含まれているということで、衛生費に関しては別途、リース料はリース料でうたってあるということで、その分に関してはOA機器使用料の中に複写機の使用料と複写機のコピー料が含まれているという形で、統一されていなかったの、その辺で確認と、こういう収支の場合でしたら、リース料と消耗品というのは科目が違うので、普通は分けるべきだと思うので、今後はそういうふうにされた方がいいのではないかと思います。リース料とコピーカウンター料というのは、同じ節では普通は入らないので。

○議長（阿久津武之）　　総務課長、管理課長、今言ったことに対して何かありますか。来年以降。

総務課長。

○総務課長（岡誠）　　今、議員の方からご指摘いただいた内容はわかるのですが、それぞれ契約によって、対応が違うところがございます、行政センターのコピー機に関しまして

は1枚幾らという形でリース料込みでの契約という形になっているものですから、場所によって契約が変わってしまっているのもので、予算科目が変わっているという。

○6番（鈴木繁） 了解です。

○議長（阿久津武之） よろしいですか。他に質疑はありませんか。
質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決をいたします。なお、採決は1件ごとに行います。
認定第1号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
続きまして、認定第2号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。
瀧田代表監査委員におかれましては、ここで退席となります。今回決算の審査から報告に至るまで、ご尽力いただきまして大変ありがとうございました。大変御苦労さまでした。

◎日程第10 議員の派遣について

○議長（阿久津武之） 日程第10 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第120条の規定により、一般廃棄物処理施設及び病院の施設整備に関する現地調査のため、令和元年10月9日から10日までの2日間、長野県大町市北アルプス広域連合及び長野県茅野市諏訪中央病院に議員全員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

一般質問の前に休憩をとります。再開は2時5分といたします。

【休憩】（午後 1時54分）

【再開】（午後 2時 5分）

◎日程第11 一般質問

○議長（阿久津武之） 再開いたします。

日程第11 一般質問を行います。一般質問の時間は30分で、答弁の時間は含みません。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、30分を超えた場合は制止いたしますのでご了承をお願いします。

では、通告に基づき、4番、益子明美さんの発言を許可いたします。

4番、益子明美議員。

〔 益子明美議員 登壇 〕

○4番（益子明美） 4番、益子明美です。議長より許可をいただきましたので、通告書に基づき、妊婦事前登録制度の創設についてと、那須南病院の大規模改修についての2項目について、一般質問を行います。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、妊婦事前登録制度の創設について伺います。

現在、那須烏山市、那珂川町の両市町においては、本年度までの第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り、検証を行い、第2次総合戦略に向けて動き出しているところと認識しています。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけようと、それぞれ重点項目を立てて取り組んできた第1次総合戦略でありましたが、予想を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいます。両市町とも、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを基本目標とした、さまざまな施策に取り組みましたが、残念ながら出生者数は減る一方です。那須烏山市においては、平成29年度は133人、平成30年度は127人の出生者数で、那珂川町においては平成29年度は64人、平成30年度は50人になりました。

出生者数の変化はさまざまな要因があることも理解していますが、安心して産み、育てられる環境づくりは、第一に取り組むべき優先事項と考えます。

そこで課題になるのは、この那須烏山市、那珂川町、両市町には、産科の医療機関がないということです。子供を産むためにはほとんどの方が宇都宮、大田原、さくら市などの他市町の医療機関を利用しているのが現状です。いざ出産となったときには、自力では運転はできません。夫や家族の協力が必要です。しかし、核家族で夫以外に頼る人がいない人はどうでしょうか。不安な気持ちでタクシーを呼んだりすることは考えたくもなく、まして不可能に近いことです。

当然、そのような事態を、若い人たちは選択肢から外します。つまり、核家族で子供を産みたいと考える若い家族から、那須烏山市や那珂川町を選んでいただくには、産科医療機関がないというマイナスを補う施策が必要となってくると考えます。

そこで提案させていただくのは、北海道の美幌・津別広域事務組合などで取り組んでいる、妊婦事前登録制度です。この制度は、出産予定日や医療機関、母体の情報を事前に登録することで、緊急時にかかりつけの医療機関へ救急車両で搬送できるというものです。いざというときに慌てて救急車を呼ぶという不安もなく、安心して出産へ臨む心構えができます。ぜひ、南那須地区広域行政事務組合でも、この制度を導入していただき、妊婦さんの負担や不安を解消し、少子化を抑制する一助とできないか、伺います。

2項目め。那須南病院の大規模改修について伺います。

今朝の下野新聞の1面に、「424公的病院 再編必要」と大きな見出しで記事が載っていました。厚生労働省が高齢化で膨張する医療費を抑制するため、競合地域にある病院の再編・統合を促す必要があるとして、全国の1,455の公立病院や日赤などの公的病院のう

ち、診療実績が乏しいと判断した病院名を公表しました。栃木県では宇都宮にある2つの病院が該当したとされています。

今後ますます人口減少になる、この南那須地域において、病院経営における財政負担と地域住民にとっての安心できる医療提供体制の確保は、ますます困難な課題となりつつあります。

そのような状況下、長期的展望に立った判断を求められる那須南病院の大規模改修について伺います。

今年度の予定は、コンサルに基礎調査を委託し、大規模改修、敷地内建てかえ、移転建てかえの3パターンで、それぞれのメリット、デメリットを出し、12月末をめどに調査結果をまとめると聞いています。議会には、2月に示される予定と聞いていますが、議会に示されるのは調査結果として提示、説明がなされるのか、それとも調査結果を踏まえた施設整備検討委員会での方向性も出された状態で示されるのかを伺います。

基礎調査では、新しい病院になったときの維持管理運営費も想定した比較検討、コスト計算がなされるのかを伺います。

方向性が出された後、何年後を目標として完成を目指す考えなのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（阿久津武之） 組合長。

○組合長（川俣純子） 益子議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、妊婦事前登録制度の創設についてですが、現在、導入している県内消防本部は見受けられません。しかしながら、昨年、当管内では160人余りの赤ちゃんが生まれており、管内では出産施設がないことが議員指摘のとおりでありますので、出産への不安を解消する上で、このような制度は有効であると思われております。

また、少子化を抑制する上でも、関係する行政が積極的にサービスを行うことが必要であると考えており、今後、市、町、また栃木県北東地区消防通信指令事務協議会等、関係部署と連携し、導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

次に2点目の、那須南病院の大規模改修についてお答えします。

まず1つ目の、基礎調査の調査結果についてであります。来年2月開催の組合議会にて、調査結果を報告することで考えております。病院の施設整備の方向性につきましては、大変重要な問題でありますので、調査結果を踏まえ、十分な議論が必要となってまいります。また、施設整備の決定プロセスにつきましても、那須南病院施設整備検討委員会で協議していくことと考えております。

次に2つ目の、基礎調査の比較検討項目についてであります。それぞれパターンにおける工事費や設計費等の初期導入経費等のほか、概算になります。設置後10年間の光熱水費や施設の維持管理運営費も含めてコストを比較する予定となっております。

次に3つ目の、方向性が出された後、何年後を目標に完成を目指すのかについてであります。今回の基礎調査でおおよその事業工程は出ますので、病院の施設設備の老朽化が年々進んでいる現状を考慮し、完成目標年度を検討していきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 再質問をさせていただきます。

妊婦事前登録制度に関しましては、前向きな答弁をいただきました。関係部署と連携し、導入を検討していただくということですので、再質問はないのですが、1点だけお伺いしたいと思います。

この導入を前向きに考えていただくに当たって、どのくらいの時期を目標に導入を検討していかれるのかをお伺いします。

○議長（阿久津武之） 消防警防課長。

○ 消防本部警防課長（川俣寿行） お答えします。先ほど組合長の答弁にもございましたが、県内にはこの制度を敷いている消防本部はございません。インターネット等、ちょっと調べてまいりましたが、北海道で2件、あと本州においても1件ほどがございました。全国的に調べてはいないのですが、数が少ないということもありまして、とりあえず資料を取り寄せまして、早期のうちに制定もしくはそういった規約というか、それを立ち上げたいとは思うところでございますが、ちなみに、うちの管内の救急出動ですが、妊婦さんを運んだという今のところの経緯は、平成29年、30年ともに3件ずつでございます。

北海道の美幌町とか日高町でやっている実績がありますが、救急車の要請内容をホームページで確認しますと、我々が行っている救急出動と遜色ない、破水した場合とか、おなか痛くなった場合の要請の仕方とか、そういう搬送をうたっております。

現在の救急出動態勢は、これで十分に賄っておりますが、やはりこういった制度を設けることによって、妊婦さんが那須烏山市や那珂川町に住んでいただけるということであれば、積極的に実施していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） なるべく早い時期に運用していただくことが、少子化の抑制にもつながっていくのかなと思います。

本当に、核家族でこの地域にIターンなどで移住してこようと思ったときに、周りに親戚縁者がいない場合に、子供を産むときに夫しか頼る人がいないときに、どうやって病院に、お産になったときに行こうと不安に思う方というのは必ずいます。

現在の那須烏山市や那珂川町の若い子育て世代の方は、町や市の保健師さんが丁寧に対応して、そういった不安等も取り除いてくださっているとは思いますが、今いる若い人たちをもっと増やすという方向で考えたときに、これは有効な施策の1つなのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点だけお伺いしたいのですが、行っている美幌・津南、それからちょっと違う形で現状ある救急車ではなくて、妊婦専用の救急車を購入している静岡県の自治体などでは、救急車に乗る救急救命士さん、消防隊員の皆さんに、妊産婦に対する特別な研修も行っているんです。より理解して、安心安全な体制で取り組めるというか、運んでもらえるという部分で、そういった研修も行っているのですが、導入した後は、そういった研修もしていただけるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（阿久津武之） 消防警防課長。

○消防本部警防課長（川俣寿行） ご指摘ありがとうございます。導入した際には、ぜひ積極的に、そういった救急隊の研修は行ってまいりたいと思います。

県内各消防本部に、県の方から保育器を配付されております。当管内でも過去に、平成29年ですか、妊婦さんと新生児を一緒に搬送したケースもございます。救急隊は研修では必ず妊産婦の手当てとかそういうのを勉強していると思いますが、制定された場合には、なお一層の研修を積みたいと思います。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） ありがとうございます。ぜひ、早急の実現を期待申し上げます。

それでは、2つ目の那須南病院の大規模改修の再質問に入らせていただきます。

まず初めに、議会に示される時期、内容ということをお伺いしましたが、議会に示されるというときは、いつもほとんど決定された事項なんです。なかなかそれに対しての議論ができない。そういう方向で組合が考えているのだから了承しなくてはいけないようなところに、議会はいつも立たされて、とても議会と一緒に広域行政事務組合の事務を執行していこうというような体制になっていないという現状があります。

なので、検討委員会で、その3パターンの方向性が決定される前に、ぜひ、議会での意見を聞いていただけるような、そういった体制を整えていただけないでしょうか。まず1点、お伺いします。

○議長（阿久津武之） 病院事務長。

○病院事務長（南木信男） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今後の決定プロセスにつきましては、まだ全く協議しておりませんので、那須南病院施設整備検討委員会の方で、プロセスにつきましても検討していくこととなると思います。

その中で、議員のご意見も加味して検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 施設整備検討委員会の中で、議会も十分に議論をしたいということをお願いするという方向だと思うのですが、それが本当にできるかどうかというのは、検討委員会での決定だと思うんです。多分、私だけではなくて、議会全体がそのようなことを望んでいると思っています。十分な議論が尽くされて、初めて議会も執行部も車の両輪として組合事業を執行していけるということになりますので、ぜひ、それは決定される前に、議論の余地があるうちに示されるよう、要望いたします。

それから、基礎調査での維持管理運営費の想定のことを聞きましたが、10年間の維持管理運営費も含めて検討をするという答弁がありました。すごく重要なことだと思うんです。

例えば、那珂川町の庁舎を建設しましたが、1年間たって、平成30年度の決算の中で、維持管理運営コストがどのくらい変化したのかを調査しましたところ、水道光熱費で30%、警備、保守点検などでは2倍以上ぐらにかかっている。やはり施設が高度化すると、その分維持管理経費はかかるというのは当然のことです。

そういった部分もきちんと踏まえた上での検討というのがなされるべきなので、ぜひ、し

っかりやっっていかなければと思います。

先ほど、決算審査の中で、この地区が不採算地区ということで、特別交付税は来ていないのかと聞きましたら、来ていないということがわかったのですが、これから人口減少がますます激しくなります。両市町の財政運営も厳しくなって、町税や市税の収入等も減ってまいります。そんな中で、広域への負担金というのは本当に大変な部分があるということを鑑みますと、こういった特別交付税なり、国からの予算というのは重要な位置づけになると思います。

特別交付税、今の状態、頑張っやっっているすばらしい状態でも、損失が出ている状況でありますから、そういったことを考えると、先ほど決算審査でも聞きました、不採算地区病院として、交付税の措置対象になるような病床数という考え方をするのかどうか、お伺いします。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ぜひ、益子議員のおっしゃることを反映させていきたいと思っております。病床数に関しましても、将来構想の中で、計画的に考えていきたいと思っております。
以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） ぜひ、30年、40年後の人口を予測して、両市町の財政規模も勘案して、国からの交付税、また交付金、補助金など、活用できるものを最大限活用できるような、新たな病院の計画を立てていただければと思います。

そしてもう1点お伺いたしますが、先ほど、いつまでに完成目標ということはお答えいただきませんでしたが、当然、これからのプロセスの中で、それは示されていくものと理解しておりますが、今現在、新しく建て直すのか、大規模改修なのか、まだわかりませんが、建設の基金はありません。全て起債して、補助金もないという状況らしいので、起債していくということは普通は考えにくいことなんです。それだけ、基金なしでも起債を全て起こしながらつくっていくつもりなのか、それともある程度基金を積み立てて、5年10年というのはちょっと難しいと思いますが、ある程度基金を積み立てた上でやっていった方がいいのかというのは、どういうふうにお考えなのでしょう。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 基金の関係でございますが、この件につきましては、那須南病院の施設整備検討委員会、構成市町の副市長、副町長、担当課長で構成、組織いたします委員会の方で、一度、基金の今後につきまして協議したところです。

そのときは、今回、基礎調査をやりまして、概算事業費が出てから、基金につきましては再度検討するということになっておりますので、よろしくご理解のほどをお願いできればと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 概算事業費が出ないとなかなかつかみにくいというのはよくわかりますが、病院を新しくするとすると、30年、40年続けることが前提ですので、そのときの人口予測という、本当に那珂川町も那須烏山市も、人口がおよそ半分近くに減っていくんです。

ですので、そういった人口規模も勘案すると、起債の返済が本当に、世代間の不公平さを強めることになりまして、少しでも基金を積み立てて、起債を少なくするという方向性が、後年度負担を防ぐと。財政状況を鑑みた上では必要なのだと思います。

ぜひ、基金を積み立てる方向というのをしっかり考えた計画というか、その計画も、事業費規模が出るのでしょから、そこで基金を積み立てた場合、起債だけの場合というふうな、財政の内容をぜひお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） ただいま益子議員からいただきました意見につきまして、どうしても、市と町の方から財政負担をいただくことになりますので、施設整備検討委員会の中で、今年度も開催することになるかと思いますが、その話をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番(益子明美) 今後の調査検討、そして整備検討委員会での考えを含めた結論を、本当に結論を出す前に議会に示していただきたいと思いますが、私としては、もう本当に、那須南病院がなくてはならない、この地域の大事な2次救急病院でありますので、ぜひ存続、30年40年、そのさらに先までもしていただくことによって、逆に那珂川町も那須烏山市も存続していけるということになりますので、望むところではありますが、ただ、財政規模に關しましては本当に厳しい状況にありますので、ぜひ、その点を一番よく考えていただいた方向性を出していただけるよう要望しまして、質問を終わります。

○議長(阿久津武之) これで益子明美議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和元年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

[午後 2時32分閉会]